

令和2年6月24日

三鷹市議会議長 石井良司様

総務委員長 渥美典尚

### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和2年5月18日
- (2) 令和2年6月11日
- (3) 令和2年6月24日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

#### 1 議案第21号 令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

この議案は、令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・一般会計補正予算（第2号）を専決処分とすることとした経緯について
- ・当該議案を専決処分としなかった場合における各給付金の給付時期や給付事業費への影響について
- ・子どものための給付金の辞退状況と給付率の見込みについて

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和2年度一般会計補正予算（第2号）総括表及び概要
- ・令和2年度基金運用計画

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第21号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を承認すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第22号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、自転車等使用職員の通勤手当額を改めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・通勤手当について東京都に準じることとした考え方と身体に障がいをもつ職員の要件等について
- ・自転車、オートバイ通勤者と自動車通勤者の通勤手当の額に差を設けなかった理由について
- ・自転車等による通勤途上の事故に対する通勤災害の適用について
- ・職員団体との協議において提起された課題について
- ・本条例改正による本市財政への影響について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市職員の給与に関する条例（案）新旧対照表（抜粋）
- ・三鷹市職員の通勤手当に関する規則（案）新旧対照表（抜粋）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

### (1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

本議案は、自転車、自動車等を使用する通勤職員の通勤手当において、身体

に障がい者を有する職員で市規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるものの規定を新規に定めることとそれ以外の職員の通勤手当の額を多段階で減額改定するものである。

身体に障がい者を有する者の規定を整備することは大いに賛成するものであるが、それ以外の職員の通勤手当を、根拠の示されなかった都の基準に減額変更することは市の主体性がなく賛成できない。

減額変更する十分な理由が説明されなかったので、本議案に反対する。

#### 〔賛成討論〕

##### (1) 野村羊子委員（いのちが大事）

職員の通勤手当のうち、自転車・バイク・自家用車等の交通用具を用いて通勤する人に対する手当を、基本減額するものである。給与体系に都表を導入したことに伴い、東京都に準拠した金額設定となった。金額の根拠は残念ながら示されなかった。多くの一般職職員にとって、減額となるということで、自家用車で通勤する人にとっては、駐車場の賃貸料等、実費を賄い切れない額でしかない。都表導入の弊害である。都の通勤手当の改善を求めている。

障がい者区分を設けること、障がい者にとっては増額になることは評価し、やむなく賛成とする。

以上の討論の後、議案第22号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

### 3 議案第25号 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

この議案は、地方税法等の一部改正に伴い、令和2年度税制改正関係として未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として徴収猶予の特例に係る手続等の整備等をするため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等の内容とその周知等について
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用実績について
- ・連結納税制度の見直しの内容と本市財政への影響について

- ・土地または家屋を現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大に係る基本的考え方と市民等への周知について
- ・葉巻たばこ紙巻きたばこの課税方式の違いと葉巻たばこの課税方式の見直しが販売価格等へ与える影響について
- ・個人市民税の寄附金税額控除の特例に係る具体的手続と本市財政への影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市市税条例等の一部を改正する条例のあらまし

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第25号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

#### 4 議案第26号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

この議案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、新たに手数料及び手数料の算定方法を定めるとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付事務に係る手数料を廃止するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定や建築物エネルギー消費性能適合判定等に係る申請条件と対象者等について
- ・建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う各種申請に係る周知等について
- ・通知カード再交付件数と通知カード廃止の考え方及び市民への影響について
- ・個人番号通知書に係る発行時期や送付方法等及び当該通知書の受け取りを拒否された場合の対応と再発行の可否について
- ・マイナンバーカード取得に向けた市民への啓発等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市手数料条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市手数料条例の一部を改正する条例について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第26号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 5 所管事務の調査について

I C T ・ 地方分権 ・ 危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。